別表

福 岡 県　博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社

長 崎 県　株式会社九商コーポレーション、九州商船株式会社及び株式会社小値賀共運組

鹿児島県　合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間757円」を「１時間758円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間806円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

新潟労働局長　吉松　美貞

第４号中「１時間786円」を「１時間791円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

長野労働局長　本川　　明

第４号中「１時間751円」を「１時間753円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

岐阜労働局長　矢部　憲一

第４号中「１時間865円」を「１時間868円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第４号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間783円」を「１時間788円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月27日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間796円」を「１時間802円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月27日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間862円」を「１時間868円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間838円」を「１時間843円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間803円」を「１時間808円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間844円」を「１時間848円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間792円」を「１時間797円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間785円」を「１時間788円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 16 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間826円」を「１時間830円」に改める。